

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 4 項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合の職員（以下「職員」という。）の懲戒の方法及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の方法及び効果)

第 2 条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間の 5 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者には停職の期間中いかなる給与も支給しない。

(条例の特例)

第 5 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員にあっては、派遣元の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。